

2 夜間対応型訪問介護サービスコード表

サービスコード	サービス内容略称	算定項目		合成 単位数	算定 単位		
種類	項目						
71	1111	夜間訪問介護Ⅰ基本	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	989 単位	989		
71	1121	夜間訪問介護Ⅰ定期巡回	基本夜間対応型訪問介護費	372 単位	372		
71	1131	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅰ	定期巡回サービス費	567 単位	567		
71	1141	夜間訪問介護Ⅰ随時訪問Ⅱ	随時訪問サービス費(Ⅰ)	764 単位	764		
71	6136	夜間訪問介護24時間通報対応加算	24時間通報対応加算	610 単位加算	610		
71	2111	夜間訪問介護Ⅱ	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	2,702 単位	2,702		
71	C201	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	10 単位減算	-10
71	C202	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ		定期巡回サービス費	4 単位減算	-4	
71	C203	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅲ		随時訪問サービス費(Ⅰ)	6 単位減算	-6	
71	C204	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅳ		随時訪問サービス費(Ⅱ)	8 単位減算	-8	
71	C205	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅴ		ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	27 単位減算	-27	
71	D201	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅰ	業務継続計画未策定減算	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	10 単位減算	-10
71	D202	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅱ		定期巡回サービス費	4 単位減算	-4	
71	D203	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅲ		随時訪問サービス費(Ⅰ)	6 単位減算	-6	
71	D204	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅳ		随時訪問サービス費(Ⅱ)	8 単位減算	-8	
71	D205	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅴ		ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	27 単位減算	-27	
71	4111	夜間訪問同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	同一敷地内建物等の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 10% 減算		
71	4112	夜間訪問同一建物減算2		同一敷地内建物等の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の 15% 減算		
71	8000	特別地域夜間対応型訪問介護加算1	特別地域夜間対応型訪問介護加算	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	所定単位数の 15% 加算	1回につき	
71	8002	特別地域夜間対応型訪問介護加算2		ロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算	1回につき	
71	8100	夜間訪問小規模事業所加算1	中山間地域等における小規模事業所加算	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	所定単位数の 10% 加算	1回につき	
71	8102	夜間訪問小規模事業所加算2		ロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算	1回につき	
71	8110	夜間訪問中山間地域等提供加算1	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	所定単位数の 5% 加算	1回につき	
71	8112	夜間訪問中山間地域等提供加算2		ロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算	1回につき	
71	6133	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅰ	ハ 認知症専門ケア加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	3 単位加算	3
71	6134	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅱ		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	4 単位加算	4	
71	6135	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅲ		(2)ロを算定する場合	(一)認知症専門ケア加算(Ⅰ)	90 単位加算	90
71	6137	夜間訪問介護認知症専門ケア加算Ⅳ		(二)認知症専門ケア加算(Ⅱ)	120 単位加算	120	
71	6112	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅰ	ニ サービス提供体制強化加算	(1)イを算定する場合(基本夜間対応型訪問介護費を除く)	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	22 単位加算	22
71	6113	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅱ		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18 単位加算	18	
71	6114	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅲ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	6 単位加算	6	
71	6115	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅳ		(2)ロを算定する場合	(一)サービス提供体制強化加算(Ⅰ)	154 単位加算	154
71	6116	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅴ		(二)サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	126 単位加算	126	
71	6117	夜間訪問サービス提供体制加算Ⅵ		(三)サービス提供体制強化加算(Ⅲ)	42 単位加算	42	
71	6111	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅰ	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)	所定単位数の 245/1000 加算		
71	6109	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅱ		(2)介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)	所定単位数の 224/1000 加算		
71	6103	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅲ		(3)介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	所定単位数の 182/1000 加算		
71	6380	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅳ		(4)介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	所定単位数の 145/1000 加算		
71	6381	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅴ		(5)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)	(一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)	所定単位数の 221/1000 加算	
71	6382	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅵ		(二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(2)	所定単位数の 208/1000 加算		
71	6383	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅶ		(三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(3)	所定単位数の 200/1000 加算		
71	6384	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅷ		(四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(4)	所定単位数の 187/1000 加算		
71	6385	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅷ		(五)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(5)	所定単位数の 184/1000 加算		
71	6386	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅸ		(六)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(6)	所定単位数の 163/1000 加算		
71	6387	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅹ		(七)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(7)	所定単位数の 163/1000 加算		
71	6388	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅺ		(八)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(8)	所定単位数の 158/1000 加算		
71	6389	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅻ		(九)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(9)	所定単位数の 142/1000 加算		
71	6390	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅼ		(十)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(10)	所定単位数の 139/1000 加算		
71	6391	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅽ		(十一)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(11)	所定単位数の 121/1000 加算		
71	6392	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅾ		(十二)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(12)	所定単位数の 118/1000 加算		
71	6393	夜間訪問介護処遇改善加算Ⅿ		(十三)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(13)	所定単位数の 100/1000 加算		
71	6394	夜間訪問介護処遇改善加算ⅰ		(十四)介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(14)	所定単位数の 76/1000 加算		
71	7201	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50	
71	7203	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2			100 単位加算	100	
71	7205	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3			150 単位加算	150	
71	7207	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4			200 単位加算	200	
71	7209	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5			250 単位加算	250	
71	7211	基本夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6			300 単位加算	300	
71	7301	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算1	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)市町村独自加算(市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	50	
71	7303	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算2			100 単位加算	100	
71	7305	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算3			150 単位加算	150	
71	7307	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算4			200 単位加算	200	
71	7309	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算5			250 単位加算	250	
71	7311	夜間訪問介護Ⅱ市町村独自加算6			300 単位加算	300	

契約期間が1月に満たない場合(日割計算用サービスコード)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目			合成	算定	
種類	項目					単位数	単位	
71	1112	夜間訪問介護Ⅰ基本・日割	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	基本夜間対応型訪問介護費	989 単位	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	33	1日につき
71	2112	夜間訪問介護Ⅱ・日割	ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)		2,702 単位		89	
71	C207	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅰ日割	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	10 単位減算		-1	
71	C206	夜間訪問高齢者虐待防止未実施減算Ⅱ日割		ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	27 単位減算		-1	
71	D207	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅰ日割	業務継続計画未策定減算	イ 夜間対応型訪問介護費(Ⅰ)	10 単位減算		-1	
71	D206	夜間訪問業務継続計画未策定減算Ⅱ日割		ロ 夜間対応型訪問介護費(Ⅱ)	27 単位減算		-1	
71	8003	特別地域夜間対応型訪問介護加算2・日割	特別地域夜間対応型訪問介護加算	ロを算定する場合	所定単位数の 15% 加算			
71	8103	夜間訪問小規模事業所加算2・日割	中山間地域等における小規模事業所加算	ロを算定する場合	所定単位数の 10% 加算			
71	8113	夜間訪問中山間地域等提供加算2・日割	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	ロを算定する場合	所定単位数の 5% 加算			
71	7202	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算1日割	基本夜間対応型訪問介護費(Ⅰ) 市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算	日割計算の場合 ÷ 30.4 日	2	
71	7204	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算2日割			100 単位加算		3	
71	7206	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算3日割			150 単位加算		5	
71	7208	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算4日割			200 単位加算		7	
71	7210	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算5日割			250 単位加算		8	
71	7212	基夜間訪問Ⅰ市町村独自加算6日割			300 単位加算		10	
71	7302	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算1日割	夜間対応型訪問介護費(Ⅱ) 市町村独自加算 (市町村が定める単位数を算定)		50 単位加算		2	
71	7304	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算2日割			100 単位加算		3	
71	7306	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算3日割			150 単位加算		5	
71	7308	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算4日割			200 単位加算		7	
71	7310	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算5日割			250 単位加算		8	
71	7312	夜間訪問Ⅱ市町村独自加算6日割			300 単位加算		10	